

堺市健康寿命延伸産業創出コンソーシアム規約

(名称)

第1条 このコンソーシアムは、堺市健康寿命延伸産業創出コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）と称する。

(目的)

第2条 コンソーシアムは、産業界、大学、行政、地域住民等が緊密に連携して、健康寿命の延伸に係る課題や目標を共有し、健康寿命の延伸に係る研究、開発、実証、利活用等を促進することで、新たな製品・サービスの開発及び起業など産業の創出や、企業投資促進、市内企業の発展及び雇用の創出を図ることで地域を活性化させ、引いては住民の健康寿命の延伸に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 コンソーシアムは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 健康寿命の延伸産業の創出等に係る調査、事業の企画及び推進に関する事業
- (2) 健康寿命の延伸に関する新たな製品及びサービスの開発、企業投資の促進、起業の支援など、雇用の創出、市内企業の発展、地域の活性化に関する事業
- (3) コンソーシアム等の活動に係る情報の発信に関する事業
- (4) その他コンソーシアムの目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 コンソーシアムは、正会員及びアカデミー会員（以下これらを「会員」という。）により構成する。

- 2 正会員は、堺市、堺商工会議所及び公益財団法人堺市産業振興センター並びにコンソーシアムの目的に賛同する株式会社、社会医療法人、社会福祉法人、住民団体等とする。
- 3 アカデミー会員は、コンソーシアムの目的に賛同する大学等の学校法人等とする。
- 4 入会を希望する者は、別に定める入会申込書を座長に提出し、総会の承認を得なければならない。
- 5 会員は、退会しようとするときは、座長に届け出なければならない。
- 6 会員がこの規約その他の規程を遵守せず、又はコンソーシアムの名誉を毀損する行為を行ったときは、座長は総会の承認を得て、当該会員を退会させることができる。
- 7 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、退会したものとみなす。
 - (1) 正当な理由なく会費を納入せず、督促後なお会費を1年以上納入しないとき。
 - (2) 会員が解散等により、その機能を喪失したとき。

(役員)

第5条 コンソーシアムに次の役員を置く。

- (1) 座長 1人
- (2) 副座長 1人
- (3) 監事 1人

2 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

3 役員が欠けた場合における補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員選任)

第6条 座長は、学識経験を有する者のうち、会員（法人又は法人以外の団体にあつては、当該法人又は当該団体の代表者が指名する者とする。以下同じ。）の互選により選任する。

2 副座長は、堺市市長公室政策企画部長の職にある者をもって充てる。

3 監事は、公益財団法人堺市産業振興センター専務理事兼事務局長の職にある者をもって充てる。

(顧問)

第7条 コンソーシアムは、総会の承認を受け、顧問を置くことができる。

2 顧問は、コンソーシアムの運営等に関して助言することができる。

(支援・協力機関)

第8条 コンソーシアムは、座長が必要があると認める行政機関、独立行政法人等に支援・協力を求めることができる。

2 支援・協力機関は、コンソーシアムが効果的かつ効率的に取組を進めるため、必要な助言や支援、協力を行う。

(職務)

第9条 座長は、コンソーシアムを代表し、会務を総理する。

2 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 監事は、コンソーシアムの会計を監査する。

(総会)

第10条 コンソーシアムに会員による総会を置き、この規約で定めるもののほか、コンソーシアムの事業及び収支並びに運営に関する基本的事項について審議し、決定する。

2 総会は、必要に応じて座長が招集し、座長がその議長となる。

3 総会は、会員の過半数の出席がなければ、開催することができない。

4 総会の議事は、出席会員（議長を除く。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第11条 座長は、必要があると認めるときは、総会の議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(書面表決等)

第12条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。この場合において、その会員は総会に出席したものとみなす。

2 座長は、年度途中の会員の加入については、書面により各会員の賛否を求めて総会の議決に代えることができる。

3 座長は、緊急を要する事項又は軽易な事項については、書面により各会員の賛否を求めて総会の議決に代えることができる。

(知的財産の取扱い)

第13条 コンソーシアムにおける発明、考案、新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの(発明または解明がされた自然の法則又は現象であって、産業上の利用可能性があるものを含む。)、商標、商号、その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報については、会員及び関係機関との協議に基づき取扱いを決定することができる。

(守秘義務)

第14条 会員は、コンソーシアムの活動上知り得た秘密を漏らしてはならない。ただし、総会の承認を得た場合はこの限りではない。

(経費)

第15条 コンソーシアムの運営に必要な経費は、会費、堺市の負担金その他の収入をもって充てる。

(会費)

第16条 正会員は、毎年度、会費を納入しなければならない。

2 正会員の会費は、年会費50,000円とする。ただし、年会費は前年度の決算状況等により、座長が総会の承認を経て定めることができる。

3 年度途中で加入した正会員の初年度の会費は、次のとおりとする。

- (1) 4月から9月に加入したとき 全額
- (2) 10月から12月に加入したとき 半額
- (3) 1月から3月に加入したとき 無料

4 次の正会員の会費は、無料とする。

- (1) 堺市
- (2) 住民団体

(3) その他総会で認めた会員

- 5 会費を請求された会員は、請求書発行日から3か月以内に、所定の口座に会費を振り込むものとする。
- 6 納入済みの会費は、いかなる理由をもってしても返還しない。

(会計年度)

- 第17条 コンソーシアムの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。
- 2 会計年度の翌年度5月31日までを出納整理期間とする。

(事務局)

- 第18条 コンソーシアムの事務を処理するため、堺市市長公室政策企画部内に事務局を置く。
- 2 事務局を総括するため、事務局長を置き、事務局長は堺市市長公室政策企画部先進事業担当課長の職にある者をもって充てる。

(解散)

- 第19条 コンソーシアムは、第2条に規定する目的が達成されたとき、又は総会員の3分の2以上の議決により解散する。

(残余財産)

- 第20条 コンソーシアムが解散した場合の残余財産は、堺市に帰属する。

(補則)

- 第21条 この規約に定めるもののほか、コンソーシアムの運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成31年3月15日から施行する。

(経過措置)

- 2 コンソーシアムの初年度における会計年度は、第17条の規定にかかわらず、この規約の施行の日始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(施行期日)

この規約は、令和元年8月22日から施行する。

(施行期日)

この規約は、令和2年8月21日から施行する。

(施行期日)

この規約は、令和3年7月16日から施行する。